

件名：東京国際空港東側除雪車庫改修その他工事

質問番号	図面番号	質 疑	回 答
1	総合評価に関する事項(工事)(3)④	<p>低入札価格調査のヒアリングに応じない者、追加資料の提出を行わない者及び追加資料の内容に不備がある者等、調査等に協力しない場合について、入札説明書別添5の1.(3)④に記載のとおり、低入札価格調査のヒアリングに応じない者として、国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条第2項第三号の規定により、入札を無効とするとともに同第7条第2項に違反するものに該当する場合がありますが、違反となった場合の罰則はどのような罰則でしょうか。</p>	<p>指名停止となる可能性がございます。</p>
2	総合評価に関する事項(工事)(3)④	<p>上記質問の追加質問            入札により弊社では無い他社が低入札価格調査対象となり失格となった場合、次順以降の落札候補者は、入札を辞退することは可能でしょうか。</p> <p>上記の状況で辞退出来ない場合、入札者は落札業者が決定するまで監理技術者を確保しなければなりません。低入札価格調査で予定価格1億円以上の工事については、監理技術者が2名配置しなければならない場合もあります。低入札価格調査が何社継続されるのか分からない状況では、期間の長期化が予想され、他工事案件の受注機会を損失します。技術者不足の現状、受注者が技術者を現場設置出来ないことによる損失を最小限にするため、現実的なご回答を希望いたします。</p>	<p>入札の辞退は可能です。            ただし、国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条第2項第三号の規定により、入札を無効とするとともに同第7条第2項に違反するものに該当する場合があります、その際の罰則としては質問番号1への回答のとおりです。</p> <p>当局としても事業者様の負担を軽減するため低入札調査については、速やかに実施するよう努めておりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。</p>
3	現場説明書 P3	<p>「予定価格1億円以上の工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、契約の相手方が航空局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格(工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。」とあります。</p> <p>調査基準価格を下回った場合に監理技術者と同一の資格を満たす技術者がいない場合は、入札の辞退をすることは可能でしょうか。</p> <p>辞退した場合、入札説明書別添5の1.(3)④に記載のとおり、低入札価格調査のヒアリングに応じない者として、国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条第2項第三号の規定により、入札を無効とするとともに同第7条第2項に違反するものに該当する場合がありますが、違反となった場合の罰則はどのような罰則でしょうか。</p>	<p>入札の辞退は可能です。            ただし、ご認識の通り国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条第2項第三号の規定により、入札を無効とするとともに同第7条第2項に違反するものに該当する場合があります、その際の罰則としては質問番号1への回答のとおりです。</p> <p>なお、入札説明書別添5の1.(3)③に記載のとおり、施工体制確認ヒアリングに応じない場合は同第6条第1項第十一号の規定により、入札を無効としますが、同第7条第2項に違反するものではありません。</p>

4	工事請負契約書 第10条	<p>工事施工中は、現場代理人(代表者が担当者の場合は代表者)は現場常駐が義務でしょうか。</p> <p>工事請負契約書によると、現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領等、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。発注者は前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されたと認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。とあります。</p> <p>この現場においては、どのように考えればよいか、ご教示ください。</p>	<p>本工事においても、工事請負契約書第10条に記載された内容を基本的な考えといたしますが、発注者との連絡体制が確保される場合の考え方については契約締結後、状況を伺いながら判断することといたします。</p>
5	A-89	<p>東側除雪車庫建物の北東南面は制限区域内にあると予想しております。</p> <p>仮囲いを設置することで、工事現場と制限区域内を区画することが出来、仮囲い設置後の工事現場においては、制限区域内立工事立入申請が必要でないと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>	<p>左記の通り、当該建物の北東南面は制限区域内に面しており、仮囲設置前までは制限区域内として工事立入申請を行った上での立入・施工が必要です。仮囲い設置後に進入防止対策が講じられていることを東京空港事務所関係者により確認し承諾を得た上で、以降からは工事立入申請を不要とした制限区域外として施工を実施できるものと考えております。</p>
6	-	<p>工期令和7年3月28日について</p> <p>工事が完了すれば良く、竣工検査は工期後2週間以内に実施と考えて宜しいでしょうか。成果物は工期までに提出すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>工期末までに、工事の完了(社内確認、監督職員確認による現場是正を含む)及び成果品の提出を実施頂く必要があります。また、消防設備等官公署その他への届出手続等においても工期末までに完了しておく必要があります。また、検査職員による完成検査は、工事完成の通知を受けた日から14日以内かつ令和6年度内に実施することとなります。</p>
7	A-13 A-24 A-27 A-69	<p>車庫の天井下地Sはスラブと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>断熱吹付ウレタンフォーム後にケイカル板 6 EP塗装を思われますが、ケイカル板をウレタンフォームに直貼りするということでしょうか。</p> <p>矩計図(2)ではE吹付となっています。</p>	<p>A-11「下地の区分欄の略号」よりSは軽量鉄骨下地であることを示しております。</p> <p>ケイカル板を断熱吹付ウレタンフォームに直貼りです。</p> <p>A-27(改修後)矩計図(2)の6-7通間は上部に部屋が無いいため、断熱不要であることからE吹付としています。</p>
8	A-22 A-23	<p>縦樋: ステンレス製カラー80φとありますが、カラーとはステンレスにカッティングシートや塗装を施すということでしょうか。または、焼き付けたステンレス板を曲げて丸く樋を製作するというのでしょうか。</p>	<p>ステンレスに焼付塗装として考えております。</p>

9	A-22 A-23	樋カバー:アルミパンチングメタル H=1600とあります。製作は可能ですがステンレスの穴の無いカバーのほうが強度があります。アルミを使用し、パンチングで穴を開ける意図は何でしょうか。	既存同等品としてアルミパンチングメタルとしております。
10	A-85	システムキッチン詳細図と合致したシステムキッチンメーカーが分かりません。参考メーカーを教えてください。厳守しなければならない項目を教えてください。参考図とありますので、受注後の監督員との協議により、設計図と内容が異なった場合には、契約変更対象と考えて宜しいでしょうか。	タカラスタンダードの製品を参考としております。 なお、設計図と内容が異なった場合の対応については、監督職員と協議を行った上、決定することいたします。
11	S-03	耐震スリット新設工事、耐震スリット 幅:25mm程度とあります。30mmは許容範囲と考えて宜しいでしょうか。	25mmから30mmへの変更については構造上問題ありませんが、契約締結後、シール等の仕上げに支障が無いかな等の確認は必要となります。
12	A-20 S-07	3階床伏梁伏図、⑥—⑦・①—②間の雲マーク 太陽光パネル基礎は、意匠図に記載がありませんが誤記でしょうか。	意匠図A-20を正としてください。
13	S-08	R階床伏梁伏図の雲マーク 太陽光パネル基礎は、意匠図と位置が合致しません。誤記でしょうか。	意匠図A-21を正としてください。
14	A-79	滑り棒の参考メーカー及び品番があれば、ご教示ください。	メガクリエイトの製品を参考としておりますが、品番に関してはございません。
15	A-90	新設ゲートの参考メーカー及び品番があれば、ご教示ください。	朝日スチールの製品を参考としておりますが、品番に関してはございません。